

返戻金制度に関する事項

採用決定者が甲に入社後 3 ヶ月以内に、自己都合による退社または本人の責めに起因する事由により解雇に至った場合、その期間に応じ、受領した紹介手数料から次に定める金額を返還するものとする。

・入社後 2 週間以内に雇用契約が終了した場合	100%
・入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	50%
・入社後 2 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	25%

*但し、お客様の事由に起因する退社、解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退社の場合、上記の紹介手数料の返還は適用されない。